

虐待防止のための指針

社会福祉法人 広尾町社会福祉協議会
ホームヘルプセンターひろお
デイサービスセンターひろお
ケアプランセンターひろお

1. 介護事業所における虐待防止に関する基本的考え方

当介護事業所では、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の理念に基づき、高齢者、障がい者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者、障がい者の虐待の防止とともに早期発見、早期対応に努め、虐待に関する次の行為のいずれも行いません

2. 虐待の定義

- (1) 身体的虐待
利用者の身体に外傷が生じ又は生じる恐れのある暴力を加える事
又、正当な理由もなく身体を拘束する事。
- (2) 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）
意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄
又は放任し利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させる事
- (3) 心理的虐待
利用者に対する著しい暴言、拒絶的な対応又はその他利用者に心理的外傷を与える言動を行う事
- (4) 性的虐待
利用者にわいせつな行為をする事、又はわいせつな行為をさせる事
- (5) 経済的虐待
契約者の同意なしに金銭を使用する、又は契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限する事。利用者の財産を不当に処分したり利用者から不当に財産上の利益を得る事。

3. 権利擁護・虐待防止委員会に関する事項

- (1) 当介護事業所では、虐待発生防止に努める観点から「権利擁護・虐待防止委員会（以下 委員会）を設置します。尚、委員会の運営責任者は各事業所管理者とし、管理補佐、係長、主任、相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員等を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下 担当者）」とします。
- (2) 身体拘束適正化委員会と一体的に開催します。
- (3) 委員会は、1年に1回以上開催します。
- (4) 委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には次のような内容について協議するものとします。

- ① 身体拘束廃止に関する職員への指導
- ② 提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりにかねない不適切ケアの改善による介護の質を高めるための取り組みに関する事
- ③ 介護事業所職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を深めるための研修の実施及び教育の取り組みに関する事
- ④ 虐待防止のための指針、マニュアルの整備に関する事
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑥ 虐待が発生した場合、その原因等の分析から得られる再発の確実な防止に関する事
- ⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

4. 権利擁護・虐待防止等のための職員研修に関する基本

方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修内容は、基礎的内容の知識を普及、啓発するものであるとともに本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (2) 実施は年1回以上行います。又、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、資料、概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

5. 虐待又はその疑い（以下、虐待等）が発生した場合の

対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 当介護事業所職員は、利用者やその家族又は職員から虐待の通報がある時は、本指針に沿って対応しなければならない。

- (2) 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し、速やかな解決に繋げる。
- (3) 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行う
- (4) 報告、解決の手順は権利擁護、虐待防止マニュアル参照

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又は家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、広尾町成年後見あんしんセンター又は地域包括支援センター等の窓口を案内するなどの支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。

9. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者又はその家族等が閲覧できるよう事業所内に備え置くと共に、当会のホームページ等にも掲載します。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護、虐待防止のための職員研修の他、北海道社会福祉協議会等により提供される権利擁護、虐待防止に関する研修等には可能な限り参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附 則

この指針は、令和5年 3月 1日より施行する。